

祝金給付の手引き

祝 金

給付事由が発生した場合は、小田原市勤労者サービスセンター給付金申請書兼請求書及び添付書類をサービスセンター事務局に提出してください。

給付金の請求期間は、給付事由が発生した日から2年間です。この期間を経過した場合は、祝金の給付を受けられなくなります。

【1 結婚祝金】

- (1) 会員が、結婚したときに給付する。
- (2) 結婚とは、婚姻届を提出したことをいい、内縁関係は含まない。
- (3) 給付は、1回とする。

《添付書類》 戸籍謄本（抄本）、婚姻届受理証明書等婚姻関係が分かる書類のうち、いずれか一つ（写し可）

【2 出産祝金】

- (1) 会員及び会員の配偶者が、出産したときに給付する。
- (2) 出産とは、法律上の婚姻関係にある配偶者との間に子供が生まれたことをいう。
- (3) 1回の出産で複数の子を出産した場合は、出産した子の人数分を給付する。
- (4) 妊娠7箇月以上の死産及び生後14日以内の死亡については、出産祝金ではなく、「子の死亡弔慰金」を支給する。

《添付書類》 健康保険証、母子健康手帳の出生届済証明書、戸籍謄本（抄本）、住民票等出産が分かる書類のうち、いずれか一つ（写し可）

【3 入学祝金】

会員と生計を一にする会員の子が、小学校及び中学校に入学したときに給付する。

《添付書類》 健康保険証、入学通知書、在学証明書、戸籍謄本（抄本）、住民票等生年月日が分かる書類のうち、いずれか一つ（写し可）

【4 成人祝金】

会員が、満20歳の誕生日を迎えたときに給付する。

《添付書類》 健康保険証、運転免許証、戸籍謄本（抄本）、住民票等生年月日が分かる書類のうち、いずれか一つ（写し可）

【5 還暦祝金】

会員が、満60歳の誕生日を迎えたときに給付する。

《添付書類》 健康保険証、運転免許証、戸籍謄本（抄本）、住民票等生年月日が分かる書類のうち、いずれか一つ（写し可）

【6 銀婚祝金】

会員が、婚姻届を提出した日から満25年を迎えたときに給付する。

《添付書類》 戸籍謄本（抄本）

【7 永年勤続祝金】

会員が、事業所に就職した日から15年、20年及び30年を迎えたときに給付する。事業主も対象とする。

《添付書類》 労働者名簿、健康保険証（国民健康保険証を除く。）、事業主の勤続証明書等就職年月日が分かる書類のうち、いずれか一つ（写し可）